

第72号 2021年1月25日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町1-16-18

-0073 センチュリービル2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

コロナに負けない 新たな視点で研究と交流の模索を ～当面9月頃の開催めざす～

明けましておめでとうございます。年が明けたとはいえ、毎日神経をとがらせるとともに、政府へのイライラ感を募らせていることと思います。

私も、税金の集め方と使われ方が間違っていると声を大にして叫びたい毎日です。

昨年は、三木義一先生に快諾を得ていたにもかかわらず、春秋とも研究集会を開催できず、忸怩たる思いをしました。今年も見通しがたちませんが、お盆明けの9月上旬ぐらいには何とか研究集会を開催できないかと考えています。

パンデミックは歴史的な転換をもたらしてきたといわれています。全国税制懇話会としても、新たな視点での研究と交流を模索していきたいと思います。

会員の皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

2021年初頭

全国税制懇話会 理事長 小田川 豊作



小田川理事長



新春の立石公園(横須賀)

今年も元気で、仲間を増やしましよう

全国税制懇話会の組織現勢（2021年1月1日現在）

No.	ブロック	正会員(現勢)	昨年入会者	同退会者
1	北海道	26		1
2	東北	10		
3	関信	28		1
4	東京	72	1	1
5	東海	24	1	1
6	北陸	43		
7	近畿	8		
8	中国	6		1
9	四国	4		
10	九州	5		
11	沖縄	7		
合計		233	2	4

山本守之先生逝く 税制懇と共に35年

全国税制懇話会の常任講師として、1985年2月の発足当時から税制懇と共に歩んでこられた山本守之先生が、令和2(2020)年11月29日、逝去されました(享年87歳)。30有余年の長きにわたり、ご指導いただいたことに深く感謝しつつ、謹んで哀悼の意を表します。

87歳 山本先生の気概に学ぶ

葬儀の当日、受付で渡された「会葬御礼」をふと見ますと、山本先生が出す準備をされていた2021年の年賀状が刷り込まれていました。山本先生の優しさと心意気に溢れた内容でしたので、ご紹介いたします。

この年賀状を拝見しますと、亡くなる直近まではお元気であったことが窺え、1年前に亡くなられた奥様(美枝子様)を偲んでとても感謝しておられます。

第3回 税研集会が延期 4~5月の開催をめざす

10回にわたる実行委員会を重ね、リモートと現地会場のハイブリットで準備を進めてきた「いのちとくらしを守る」第3回税研集会は、1月30-31日に開催を目前にしながら、延期を余儀なくされました。首都圏を中心に新型コロナが猛威を振るい、急激に感染が拡大し、緊急事態宣言が出されたためです。

実行員会では、一定の条件に合致すれば、4月又は5月中に開催することとしました。参加申し込みの方は、今しばらくお待ちください。また、新たに申し込み希望の方は、この際、ご連絡下さい。

連絡先 _____
東京都港区虎ノ門1-12-1 第一法規ビル5階
角谷啓一 電話:090-1545-6228

何よりも驚いたのは、山本先生らが関与されていた処分取消し訴訟のこと。地裁、高裁段階で勝訴した「ユニバーサルミュージック事件」(注参照)で、東京国税局が最高裁に上告したことに対し、「上告の論理を納税者として許すわけにはいきません」と、激しい闘争心をあらわにしています。その上で、「正義とは何か、真実とは何かを求めて生きていきます」と、真摯に生きようとしていたことに励されました。



故 山本 守之先生

※注: ユニバーサルミュージック事件:原告は、ユニバーサルミュージック合同会社。3事業年度において、同族会社(UMIF)からの借入れに係る支払利息を損金算入したこと、不当に税負担を減少させる行為(法人税法132①)として否認した更正処分に対する訴訟。納税者側は、「同族会社の行為又は計算に、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的があったと認められる場合には、その事実は、不当性要件の認定判断において考慮する必要がある。正当な理由ないし事業目的があれば「不当」ということには無理があり、否認は許されないと解すべき」というもの。1審、2審とも納税者勝利。山本先生もこの事件に関わっておられた。

振り込まれた差押禁止債権（給料）を全額差押・取立て

差押禁止規定を無視した 違法な処分に痛打

地方自治体の無法な滞納処分が全国的に強化されている中、これに痛打を浴びせる納税者側の勝利和解が仙台地裁がありました。この勝利は、①差押禁止債権が振り込まれた預金を差し押さえ、差押禁止の規定を無視して取立てることの違法性を認めさせた事と合わせ、②納付折衝時などにおいて「税滞納者の実情を調査し、実情を踏まえて対応する」ことが織り込まれており、滞納相談センターの活動にも大いに活用できるものです。

《事案の概要》

平成29年9月15日、宮城県地方税滞納整理機構（以下「機構」）が、大崎市在住のパート勤務の女性（60歳代、無職の息子と二人暮らし）の給料8万円余が、銀行口座に振り込まれた直後に、口座残高のすべてを、国民健康保険税及び住民税等の滞納処分に基づき差押えをした事案に対する国家賠償請求訴訟において、令和3年1月6日、和解が成立しました。

《事実経過》

この事案は、同居の息子が精神的にまいってしまい仕事ができず、女性の収入だけで生活していた事案です。女性の給料は多いときでも14万円、少ないときには数万円というものでした。また、厚生年金を受給していましたが、2か月で8,000円程度であり、生活保護を受け得る生活状況でした。

当時の職場は、パート勤務であったため、社会保険の対象になっていなかったので、国保税や住民税を、その収入から負担しなければならず、およそその納付ができない状況が続き、税滞納がかさみ、延滞金を含め約200万円程度となりました。

平成29年4月、女性の滞納税金が機構に移管されました。機構は、その女性に対して納付するよう強く求めたので、女性は、同年6月、90歳代の母親に頭を下げ、年金担保に100万円を借り入れてもらい、これを納付に充てました。しかし、残金を納める資金

調達のすべがなく、納付できませんでした。すると、機構は平成29年9月15日、女性の給料が預金口座に入金されたところ、預金債権として、口座残高のすべて（8万円余）を差し押さえました。

これにより、女性は向こう1か月の生活費がなくなりたばかりか、翌月も同じことをされたのでは死ぬしかないと考え、機構の担当者に、翌月も同じことをするのか問うたところ、担当者は「こちらも仕事」「納付が無ければ平等でなくなるので同じことになる」との回答がなされたので、絶望して弁護士に依頼しました。依頼を受けた弁護士は機構に対し、「明らかに生活に困窮しているのだから、滞納処分の停止をすべきだ」と主張したところ、機構は、差押した時点と何ら女性の生活実態に変化がないにもかかわらず、残余の滞納分について滞納処分の停止がなされました。

しかしながら、滞納者の実情を何ら把握しないまま、差押えの強行に及んだこと、また、その差押えも、最低生活費としての差押禁止額（この事例では10万円余）を考慮すると差押え可能額がゼロになるため、預金債権の差押えという「脱法的」な手段を選択したこと、しかも、口座入金を待ち構えて、入金直後に差押えたという意図が「バレバレ」の差押えであったことから、平成31年1月8日、国家賠償請求訴訟を提起しました。その中心弁護士が、滞納処分対策全国会議事務局長の佐藤靖祥弁護士でした。

（次頁へ続く）

地方税の違法・理不尽な滞納処分が横行する中 全国に警鐘を乱打する画期的な成果

《訴訟の進行》

訴訟において機構は、「税滞納者の個別具体的な生活実態を把握すべき法的義務はないし、そのような義務を課せば、徴税吏員に過大な負担をかけることとなるので、何ら違法性はない」との主張を繰り返しました。

しかし、本件が、平成31年4月10日の衆議院財務金融委員会において取り上げられ、政府参考人である国税庁及び総務省が、いずれも、「個別具体的な生活実態を踏まえた適切な徴収が行われるべき」と答弁したこと、令和2年1月31日には、国税庁が、このような差押えは行なうべきではないとの通知(通達)を発出したことなどから、次第に和解に向けての機運が高まり、本和解に至ったものです。

処分の違法性認め全額返還 今後は個別具体的な事情を尊重

《和解の骨子》

和解内容は、①差押えをした口座残高全額を返還すること、②今後は、差押禁止債権が口座に振り込まれ、当該預貯金債権の差押えが、当該差押禁止債権の差押えと実質的に同視しうる場合には、その同視される部分(差押禁止部分)については、差押えは原則とし行なわない、③今後、滞納税金の徴収においては、税滞納者の生活実態につき個別具体的な事情を十分に把握した上で適切な納税緩和制度を行なうことなど。原告・納税者の完全勝利の和解と言えます。

《勝利和解の意義》

若干解説すると、前掲の和解内容①は中心的な争点ですが、機構は違法な差押えと取立てであることを十分承知の上で行なった行為ですから、全額返還することは当然です。②は、鳥取児童手当差押え事件の広島高裁松江支部判決(平成25年11月27日)後も、差押禁止債権が振り込まれた預金債権を、差押禁止部分を無視して全額取り立てるという無法が、地方税滞納処分において散見されました。

「地方は別」の屁理屈にもフタ

しかし、令和1年9月26日、大阪高裁の判決が決定打となり、国税庁はこうしたケースでの差押えはしない旨の通達を発遣しました。それでも一部の地方自治体では、「地方は別」という屁理屈をつけて違法処分を行ってきたのですが、本和解が地方税滞納処分であることから、そうした屁理屈も通じなくなるでしょう。③は、徴収行政の基本中の基本問題。今後、税滞納者個々の実情を遵守した滞納整理が行われるべきと機構が認めたことは、納税者にとって極め意義あることです。



こんな日が1日も早く…（税制懇 研修風景）